

## 論文

## ドイツ Baden-Württemberg 州政府による私有林への助言・支援業務について\*

山田誠太郎<sup>1)</sup>・寺岡行雄<sup>1)</sup>・加治佐剛<sup>1)</sup>・Christoph Schurr<sup>2)</sup>

山田誠太郎・寺岡行雄・加治佐剛・Christoph Schurr：ドイツ Baden-Württemberg 州政府による私有林への助言・支援業務について九州森林研究 72：1－6，2019 我が国は国産材の増産と安定供給体制の構築を目指しており，本研究では先進事例として Baden-Württemberg 州（以下，BW 州）における州政府による私有林への助言・支援業務の内容を明らかにした。また，その結果から我が国における国産材安定供給の課題を検討した。BW 州では州森林法や関連法の規定によって，BW 州政府による私有林経営者への助言・支援業務と支援業務に関連して木材販売の販売代行業務が無料もしくは有料で実施されていた。法改正の影響で，2018 年現在では 100 ha 以下の私有林所有者に限り針葉樹用材丸太の販売代行業務を行っている。2006～2015 年の支援業務の統計データを分析したところ，私有林面積の約 60% が BW 州政府の助言・支援業務を受けていることが分かった。また，木材販売代行業務は安価で行われ，私有林の木材販売の取りまとめにも大きく寄与しているものと推察された。

キーワード：ドイツ，私有林の助言・支援，安定供給体制の構築

Yamada, S., Teraoka, Y., Kajisa, T. and Schurr C. : Forester's tasks of counseling and supporting for private forest management in state Baden-Württemberg, Germany. *Kyushu J. For. Res.* 72 : 1 – 6, 2019 Japan has been aiming to establish a stable supply system and mass production of domestic timber. In its advanced case, we researched the intent of counseling and supporting for private forest owners by the state government in state Baden-Württemberg (state BW), Germany, and identified factor to establish the Japan's stable supply system. In state BW, the state government conducts, free of charge or not, tasks of counseling and supporting, in relation to the tasks of supporting, sales agency of timbers to own private forest owners in accordance with the official staff regulations of state forest law and the related law. Due to the influence of the procedure for competition law, in 2018, the private forest owners who have 100 ha or less forest are also engaged in the sales agency of timbers. Analysis of the statistical data of tasks of counseling and supporting from 2006 to 2015 revealed that about 60% of the private forest area was under the tasks of the state government in state BW. As the result, the task of sales agency of timbers for own private forest owners is conducted at a low prices and contribute to the intensification of timber sales from the private forest.

Key words : Germany, Counseling and supporting for private forest owners, Stable timber supply system

## I. はじめに

現在我が国では国産材の増産と安定供給体制の構築を政策として掲げている。2016 年度の国産材供給量は約 2,700 万 m<sup>3</sup> であり，2025 年には 4,000 万 m<sup>3</sup> の供給を目標としている。この目標達成のため，特に私有林における小規模な所有構造を考慮して，施業の集約化などが進められている。

ドイツ連邦は国土面積および経済規模が我が国と類似する欧州の先進国である。またドイツ連邦の森林面積は我が国の 1/2 程度の 1,142 万 ha でありながら我が国の生産量の約 2 倍となる約 5,000 万 m<sup>3</sup> を毎年安定的に生産している。またその生産量のおよそ 45% は私有林由来であり，私有林による木材生産が活発である。

梶山 (17) はドイツ連邦にも我が国同様に小規模所有構造が見られ，その短所を補うものとして，ドイツ連邦の森林官制度による小規模所有者に対する森づくりの助言や市場動向の情報伝達などの支援業務が行われているとした。また，それらの業務に

よって，森林経営に必要な種々の情報を所有者に伝え，私有林経営の活性化を促進する体制が構築されているとしている。この業務の特性を把握することは我が国の森林・林業の課題を考察する上でも有用と考えられる。しかしながら，ドイツ連邦の森林官制度に関する研究は，その組織構造や行政改革 (14, 15, 16)，我が国と比較した際の行政上の特徴 (5, 18)，などに関連した蓄積がある一方で，森林官が行う業務，特に助言・支援業務の内容は明示されていない。そこで，本研究ではドイツ連邦の代表的林業州 Baden-Württemberg 州（以下，BW 州）の州政府による私有林への助言・支援業務の内容について，明らかにすることを目的とした。あわせて，近年の BW 州森林・林業の行政改革による，BW 政府の助言・支援業務の法的根拠と同州政府の組織体制の変化を整理した。最後に今後我が国が私有林経営における安定供給体制の構築を目指す上での課題を検討した。

\* Yamada, S., Teraoka, Y., Kajisa, T. and Schurr, C. : Forester's tasks of counseling and supporting for private forest management in state Baden-Württemberg, Germany.

<sup>1)</sup> 鹿児島大学農学部 890-0065 鹿児島市郡元 1 丁目 21-24 Fac. Agric., Kagoshima Univ., Kagoshima 890-0065, Japan

<sup>2)</sup> Rottenburg University of Applied Sciences, Baden-Württemberg, German.

## II. 調査方法

まず、各種資料を用いてBW州森林・林業の概況について森林の所有構造や行政組織の概要、私有林への助言・支援業務に関連する近年の行政改革の内容から整理した。次に、BW州政府が行う私有林所有者への助言・支援業務の内容を明らかにするため、BW州森林法 (Waldgesetz für Baden-Württemberg) (1)、および私有林法令実行のための食料・農業庁管理規定 (VwV-PwaldVo) (2) とその添付資料 (3) を用いて、根拠法や業務規程を整理した。さらに、BW州森林・林業政府年間報告書 (Jahresbericht des Landesbetriebs ForstBW) (8, 9) にある助言・支援業務の実績資料などからその業務実態の分析を行った。ここまでの調査内容について、BW州 Tübingen 特別業務運営課 (木材販売担当) に特に、行政改革や助言・支援業務の内容についてメールによる聞き取り調査を行った。最後に、以上の結果から我が国私有林経営における安定供給体制の構築を目指す上での課題を検討した。

## III. BW州の森林・林業

### 1. BW州の森林・林業の概況

BW州は、ドイツ連邦2番目の林業州である。表-1に同州と面積規模が類似する九州 (8県) との比較を、表-2にBW州の私有林の構成を示した。

BW州の土地面積は357.5万haであり、森林面積はそのうち39%を占める137.2万haである。木材生産における代表的な樹種はトウヒやブナである。BW州の年間総伐採量は、16州の中で2番目となる821.0万m<sup>3</sup>である。これは九州8県の約1.6倍となる生産量であった。森林の所有構造は州有林が24%、団体有林が40%、私有林が36%、連邦有林が0.1%となっている (10)。私有林の所有構造は私有林所有者が24万人、総森林面積が49万haであった。私有林面積の構成は1000ha以上が23%、100~1000haが12%、50~100haが6%、20~50haが10%、20ha以下が49%であった (表-2)。

表-1. 九州とBW州の比較

	単位	BW州	九州 (8県)
土地面積	万 ha	357.5	422.3
森林面積	万 ha	137.2	277
民有林	万 ha	104.9*	223.8
年間総伐採量	万 m <sup>3</sup>	821.0	498.6

出典：(7, 10, 19, 20, 21)

\*州有林以外の全ての森林を合計して算出した

表-2. BW州私有林の構成

私有林所有者数	24万人
私有林面積	49万 ha
うち1000ha以上	23%
うち100~1000ha	12%
うち50~100ha	6%
うち20~50ha	10%
うち20ha以下	49%

出典：(13)

### 2. BW州の森林・林業行政組織

BW州では2018年現在森林・林業部門は州の食料農業・消費者庁に属し、州公企業ForstBWという行政組織によって運営されている。州公企業とは香坂ほか (18) の説明によれば州行政機構から経済的組織的には独立しているが、法的に独立しておらず、州議会および州政府の管理下にある公企業とされている。そして、BW州森林・林業行政の本部はStuttgart市におかれ、行政運営の効率化のため支部としてTübingen市とFreiburg市に、木材市場管理課や造林・森林保護・気候変動課などの特別業務運営課を配置している。また、その下に46の森林管理署 (Untere Forstbehörde) を配置し、地域的な政策運営を行っている。森林管理署では中央組織の意向をうけて、州有林管理や団体有林および私有林への各種政策を実施している。森林管理署が関与する森林の面積は合計すると州有林約33万ha、団体有林・私有林合計54万haとなる (11, 22)。

### 3. ドイツ連邦およびBW州の森林・林業行政

ドイツ連邦は16の州からなる連邦国家であり、その法体系はそれぞれの州政府が制定する州法と、それら州法の枠組みを規定する連邦政府が制定する連邦法とからなる。ドイツ連邦の森林政策学者カール (6) はドイツの森林・林業行政について「州は連邦法における原則を州森林法の中に採用し、州の必要性と可能性に応じて補足することが義務付けられており、森林所有者に対してはこの州森林法だけが法的効力を発揮する」と説明している。すなわち、ドイツ森林・林業行政はドイツ連邦森林法によって、州森林法の枠組みが定められ、森林所有者に対しては、属する州の州森林法の権限が優先されるため、州ごとに多様な森林・林業行政が行われることになる。

州ごとに多様性をもつドイツ森林・林業行政であるが、バステアンほか (5) は各州の森林・林業行政の大方の共通点として統一森林署制度 (Einheitsforstamt) がドイツ森林・林業行政を特徴づける原則として存在するとした。石井 (14) は統一森林署制度を「森林署が州有林と団体有林の管理及び私有林に対する森林行政を統一的に担う」という森林・林業行政制度であると説明している。そして香坂ほか (18) は石井 (14) の統一森林署の説明には特別行政組織としての森林署が設置されている点と、そこで州有林、団体有林、私有林という異なる所有形態にある森林に対して統一的な森林行政が行われている点という二つの要件が含まれていると解釈した。

BW州はドイツ連邦国内においても代表的な統一森林署制度を採用してきた州である (16)。しかし、神沼・安井 (16) の研究により、2005年時点で母体となる州政府の財政悪化からこの特別行政組織としての森林署のうち、地域レベルに設置されていたものを一般行政組織の一部とする改革が行われたことが明らかとなっている。そのため、香坂ほか (18) の解釈した統一森林署制度の要件の一つ「特別行政組織としての森林署によって統一的な森林・林業行政が行われる」を満たさないものとなった。一方で依然として統一森林署制度の要件のもう一方、「州有林・団体有林・私有林という異なる所有形態にある森林に対して統一的な森林行政が行われている」という要件を満たしており、香坂ほか (18) はこのような方式を統一森林行政 (Einheitsforstverwaltung)

として統一森林署制度と区別しており、BW州は現在統一森林行政を採用している州となる。

#### 4. 競争制限禁止法の違反決定

BW州は統一森林行政を採用しているが、この行政方式の特徴である「異なる所有形態の森林への統一的な森林・林業政策」が一部発端となる形で、ドイツ連邦カルテル庁からの競争制限禁止法の違反に該当するものと評価された。そして、BW州は近年、同庁に対しての法的確約の提出と競争制限禁止法の訴訟を行った。以下では石崎(15)が行った競争制限禁止法の動向に関する報告を参照し、本研究に関連する事項を整理する。

次章で後述するが、BW州政府は私有林への指導・支援業務の他、私有林における木材販売の代行業務も行っている。しかし、この木材販売の代行業務を特に争点として、連邦カルテル庁は競争制限禁止法違反を理由にBW州政府に対して2008年に法的確約の提出を要求し、2015年に訴訟手続きを行った。2008年には3000ha以上の経営体および8000ha以上の共同組織における州による統一的な管理が違反とされ、BW州はこれを規制する確約を連邦カルテル庁に対して提出した。2015年には連邦カルテル庁は100ha以上の経営体もしくは共同体の針葉樹用材丸太の木材販売にBW州政府が関与することも競争制限禁止法への違反行為とした。そして、法的確約の提出をBW州に要求したが、これをBW州は受け入れず、控訴・上告した。しかし、2018年の最高裁にてBW州の敗訴が決まり、同庁の要求に従うことになった(4)。この控訴に至った理由は同庁が違反とする木材販売の定義にあり、木材を売る行為それ自体のみでなく、それ以外の後述の支援業務にも範囲が及ぶためであった。

この競争制限禁止法による100ha以上の経営体もしくは共同体の針葉樹用材丸太の木材販売へのBW州の関与禁止は、BW州の森林所有構造からみると、96%が100ha以上の森林を所有する団体有林はそのほとんどが対象となった。一方、私有林に関しては65%が100ha以下の森林所有であり対象が幾分少ない。そのため、依然として私有林への木材販売の代行業務および一部の支援業務の対象となる私有林所有はその半数以上となる。

このようにBW州の森林・林業行政は、統一森林行政を基礎とした政策を近年、展開してきた点の特徴である。そして次章以降の私有林所有者への指導・支援業務および木材販売業務はその基礎のもと発展してきたものであり、その基礎の変化によって業務規程が左右される特性を有するものといえる。

## IV. BW州政府による私有林所有者への助言・支援業務

### 1. 各種業務の概要

BW州政府は、同州の州森林法(1)において、全森林の適切な管理義務(BW州森林法12条)、森林に関する専門家を持たない私有林所有者への州の助言および支援義務(同法21条)が定められており、同法55条、65条および私有林法令実行のための食料・農業庁管理規定(2)によって、各種私有林経営への業務が法的に定められている。それら私有林経営の業務には無料で行われる「助言(Beratung)」と有料で行われる「支援(Betreuung)」および、「木材販売(Holzverkauf)」の業務を含む同じく有料の

「森林技術上の経営管理(Forsttechnische Betriebsleistung)」がある。有料業務は法的にその積算単価が定められており、材積や面積、契約単位で規定される。表-3にこれらの業務の一部抜粋・翻訳したものを示す。なお、料金は1€=130円で換算した。

### 2. 助言、支援、木材販売、業務の内容

BW州政府の私有林経営への業務の内容において「助言」、「支援」、「木材販売」について説明する。

#### 2.1. 助言

BW州政府による「助言」の業務は、州森林法55条(1)および私有林法令実行のための食料・農業庁管理規定(2)を法的根拠として無料で行われる。この業務では、対象の私有林におけるインフラ設備や林業補助金政策に関する助言などが行われ、その私有林経営の内的構造を改善することを目的として実行される。

具体的な業務として特に「森林・林業に関する講演」、「観光案内」、「森林警備」、「労働講習」、「木材消費啓蒙活動」、「林業経営統合の支援」、「労働器具補修」、「機械・器具の手配」、「補助金申請」が行われていることが分かった。

#### 2.2. 支援

支援の業務も同様に、州森林法55条(1)および私有林法令実行のための食料・農業庁管理規定(2)に規定され、10年間を最低期間とする「長期支援(Ständige Betreuung)」と「一時支援(Fallweise Betreuung)」に分けられる。これらの業務は、表-3に示す積算単価に従って有料で行われる。「長期支援」を実行する際は、担当森林官との間で書面上の契約を締結する必要がある(3)。「長期支援」の業務は、木材販売以外の森林管理業務を森林官が行うことである。30ha以下、30~200ha、200~500ha、500ha以上と、所有規模および支援形態に応じて、管理費用の設定(表-3)No.9~No.12が異なる。「一時支援」の代表的な業務は、「伐採木の印付け(Holzauszeichnen)」(表-3, No.1)や、丸太の等級、材積、伐採データなどの計測とその木

表-3. 各種私有林サポート業務の積算単価

No	業務内容	単位当たり コスト(円)*	作業 単位
1	伐採木の印付け	46.8	m <sup>3</sup>
2	木材収穫の組織化と監督	31.2	m <sup>3</sup>
3	材積調査(単木)と木材目録の印刷	130.0	m <sup>3</sup>
4	木材販売	104.0	m <sup>3</sup>
5	請求書の発行	23.4	m <sup>3</sup>
6	共通販売における利益配分計算	15.6	m <sup>3</sup>
7	優良材の仕分け	624.0	m <sup>3</sup>
8	森林管理契約(30ha以下)	650.0	ha
9	10年以上の経営支援 /管理契約(30~200ha)	1,430.0	ha
10	10年以上の管轄区支援による /管理契約(200ha以上)	5,135.0	ha
11	10年以上の経営支援 /管理契約(200~500ha)	2,275.0	ha
12	10年以上の経営支援 /管理契約(500ha以上)	2,535.0	ha

出典：(3)より一部抜粋・翻訳

\*1€=130円で換算

材目録を作成する「材積調査と木材目録の印刷 (Holzaufnahme und Holzlistendruck)」(表-3) No. 3, 広葉樹材など等級の高い木材の仕分け作業をする「優良材の仕分け (Wertholzsortierung)」(表-3.No.7), 複数の森林所有者が共同で木材販売を行った場合の利益配分計算「共通販売における利益配分計算 (Haushaltstechnische Abwicklung von Gemeinschaft-verkaufen)」(表-3) No.6 などがある。

しかし, 2018年現在は競争制限禁止法の訴訟手続きによって「伐採木の印付け」, 「材積調査と木材目録の印刷」は100ha以下の所有者にのみ実施可能な業務となっている。

### 2.3. 木材販売

「木材販売」は, 州森林法65条(1)に規定される森林管理署業務のうちの私有林所有者への「森林技術上の経営管理」業務の一つであり, 表-3のNo.4の積算単価に従って有料で実施される。2018年現在は先述の競争制限禁止法の適用によって100ha以下の所有者にのみ実施可能な業務である。また, この「木材販売」には, 「中央木材販売 (Zentraler Holzverkauf)」と「非中央木材販売 (Dezentraler Holzverkauf)」の2種類がある(12)。

#### 2.3.1. 中央木材販売

「中央木材販売」は簡潔に示せば, 州有林の木材販売業務に私有林木材の販売を合同して行う仕組みである。この業務は特別業務運営課のTübingen支部, 木材市場課を中心に行われている。BW州側は効率的な物流経路をとることや, 複数の同質木材を同時に搬出し, 大規模木材需要者(約15業者)に対して販売を行うことの利点がある。

#### 2.3.2. 非中央木材販売

「非中央木材販売」は, 森林管理署を通じて行われる地域の木材需要者を取引相手とした木材販売の代行制度である。この業務にはいくつか種類がある。種類としては特に低質材を対象とした

森林官による代行販売「森林官への委託販売 (Freihandverkauf)」, ナラ材など的高级材となる木材の市売形式の販売「市売販売 (Meistgebot)」, 低質材の多い林地を森林官の仲介によって立木販売し, 期日までに森林所有者自らが伐倒及び林道端への搬出をすることで材の販売を行う「立木販売契約 (Selbstwerbung)」などがある。

### 3. 業務実態の分析

前節で挙げた業務内容について, 定量的に把握するため, ドイツ連邦食糧・農業庁およびForestBWの統計資料(7, 8, 9, 10)を用いて, 表-4「長期支援および助言と一時支援が行われた森林面積」と表-5「一時支援業務および木材販売業務を実施した材積」を作成した。表-4では, 2006年から2015年の期間で3年ごとに「長期支援」が実施された私有林面積と「助言」および「一時支援」が実施された私有林面積を示した。ここで, より詳細な分析のため, 「助言」と「一時支援」それぞれの値の抽出を試みたが, 統計資料において指導と一時支援が合算して集計され, 不可であった。また, それぞれの年度におけるBW州内の全私有林面積および上記業務が行われた全私有林面積に占める割合も示した。表-5では, 同様に2006年から2015年までの期間で3年ごとに, 代表的な「一時支援業務」である「材積調査とその木材目録の印刷」, 「共通販売における利益配分計算」, 「優良材の仕分け」および「森林技術上の経営管理」の「木材販売」の業務実態について材積で示した。また, その材積がその年度の全私有林伐採量に占める割合を示した(「優良材の仕分け」業務については広葉樹伐採量に占める割合で示した)。

表-4によると, 10年間以上の契約が必要となる「長期支援」を実施している私有林面積は数%にしか満たなかった。一方で, 「助言」と「一時支援」を実施した森林面積と全私有林面積に占

表-4. 長期支援および助言と一時支援を実施した森林面積

		2006年		2009年		2012年		2015年	
BW州の全私有林面積	万 ha	51.3		51.3		50.7		49.3	
長期支援業務下にある森林面積*	万 ha	1.8	3.5%	2.2	4.3%	2.0	3.9%	3.1	6.3%
助言と一時支援を実施した森林面積**	万 ha	27.2	53.0%	30.2	58.9%	30.4	60.0%	31.3	63.5%

出典: (8, 10)

\*%はその年のBW州内全私有林面積に対する割合を示している。

\*\*統計資料において指導と一時支援が合算して集計されており, 別々の集計が不可であった。

表-5. 一時支援業務および「木材販売」を実施した材積

		2006年		2009年		2012年		2015年	
BW州全私有林伐採量(針葉樹)	万m <sup>3</sup>	240.0		129.4		191.7		204.0	
BW州全私有林伐採量(広葉樹)	万m <sup>3</sup>	24.6		16.9		45.4		54.0	
私有林伐採量合計	万m <sup>3</sup>	264.6		146.3		237.1		258.0	
材積調査(単木)とその木材目録の印刷*	万m <sup>3</sup>	85.4	32.3%	43.0	29.4%	63.4	26.7%	47.1	18.3%
共通販売における所有者ごとの利益配分計算*	万m <sup>3</sup>	25.1	9.5%	19.2	13.1%	15.0	6.3%	7.9	3.1%
優良材の仕分け**	万m <sup>3</sup>	0.5	1.9%	0.3	1.6%	0.4	0.9%	0.3	0.5%
木材販売*	万m <sup>3</sup>	153.0	57.8%	88.1	60.2%	116.7	49.2%	66.5	25.8%

出典: (7, 8, 9)

\*%はその年の私有林伐採量合計の材積に対する割合を示している

\*\*%はその年のBW州私有林伐採量(広葉樹)に占める割合を示している

表-6. BW 州政府が関与した木材販売量

	州有林		団体有林		私有林		合計	
	材積	①に対する割合	材積	①に対する割合	材積	①に対する割合	材積	①に対する割合
①年平均伐採量*	259.5		399.9		236.0		895.4	
②BW 州政府が関与した年平均販売量*	236.4	91.1%	290.3	72.6%	123.2	52.2%	649.9	72.6%
②のうち中央木材販売によるもの							184.3	20.6%
②のうち非中央木材販売によるもの							465.7	52.0%

出典：(12)

\*2005年から2009年の5年間の年平均

める割合は2006年度にはそれぞれ27.2万ha、53.0%と最小の値となり、2015年度では31.3万ha、63.5%と最大であった。結果、私有林の大半が「助言」および「一時支援業務」の実施対象となっていたことがわかった。

表-5によると、「材積計算とその木材目録の印刷」の業務は、実施した材積と全私有林伐採量合計に対する割合は、それぞれ2006年85.4万m<sup>3</sup>、32.3%から、2015年では47.1万m<sup>3</sup>、18.3%へと減少していた。「共通販売における所有者ごとの利益配分計算」では2006年の25.1万m<sup>3</sup>、9.5%を最高とし（割合としては2009年の19.2万m<sup>3</sup>、13.1%が最高）、2015年で7.9万m<sup>3</sup>、3.1%と最低の値となっていた。また、「優良材の仕分け」については、全年において広葉樹伐採量の2.0%未満と非常に割合が小さいことがわかった。「木材販売」の業務は、私有林伐採量合計に対する割合は2012年まで全私有林伐採量の49.2%を占めていたが、2015年では25.8%となった。一方で、実施した材積は2015年の66.5万m<sup>3</sup>を最低として、2006年の153.0万m<sup>3</sup>が最大であった。

また私有林以外も含めた州内の木材販売におけるBW 州政府の関与を定量的に把握するため、Hans *et. al* (12) によって行われた研究を表-6に示した。表-6は、2005年から2009年における同州内のそれぞれ州有林、団体有林、私有林の5年間の年平均伐採量と、そのうちBW 州政府が関与した年平均の木材販売量およびそれぞれの伐採量に占める割合を示している。また、BW 州政府が関与した全ての木材販売のうち中央木材販売によるものと非中央木材販売によるものの数量と年平均伐採量の合計に対する割合を下段に示した。これによると、BW 州内の年平均伐採量の合計895.4万m<sup>3</sup>のうちBW 州政府が木材販売に関与した木材販売量と伐採量に対する割合は、それぞれ649.9万m<sup>3</sup>、72.6%であった。その木材販売量のうち、中央木材販売によるものと非中央木材販売によるものはそれぞれ184.3万m<sup>3</sup>、465.7万m<sup>3</sup>であった。また、年平均伐採量の合計に対する割合は中央木材販売が20.6%、非中央木材販売が52.0%であった。

## V. まとめ

BW 州の私有林はその約50%を20ha以下の森林所有者によって所有される一定の小規模構造を持っており、BW 州政府は森林官による私有林所有者への様々な助言・支援業務および「木材販売」の業務を法的根拠の下で、それぞれ無料あるいは有料で行っ

ていた。また、統一森林行政制度の特性は、それら業務の業務規程や業務を実行するBW 政府の組織体制に大きく影響を与えていた。さらに、近年では木材の売買に関連するそれらの業務は連邦カルテル庁による競争制限禁止法に関する訴訟手続きの対応に迫られていた。この訴訟手続きの背景に関して石崎 (15) は、木材販売に関する政策がもつ公益性と経済性の二面性が大きな論点となっていることを指摘している。そして、業務実態の分析をしたところ、助言と一時支援とを合わせて私有林面積の約60%に相当する規模で実施されており、「木材販売」の業務では2006年に最大となる153.0万m<sup>3</sup>の取扱量に達し、2006年から2012年までは私有林の伐採量の半分程度を占める割合で実施（表-5）されていたことがわかった。さらに、私有林の木材に占める割合は明らかでないが、州内の総伐採量の52.0%、465.7万m<sup>3</sup>程度を非中央木材販売で行っており、地域の木材利用も盛んであることがわかった。さらに、有料業務は積算単価が定められ、例えば「伐採木の印付け」、「材積調査と木材目録の印刷」、「木材販売」の料金はそれぞれ材積あたり46.8円、130円、104.0円、という費用が設定されている。ドイツ連邦が我が国と経済規模が類似することを考慮すると、どの業務も比較的安価であると考えられる。

これらのBW 州政府による私有林への助言・支援業務および「木材販売」の内容を明らかにした本研究の結果から、少なくともBW 州政府がその森林経営に関する専門的な知識の普及啓発を私有林所有者へ実施する機会が創出され、梶山 (17) が指摘したような小規模所有者に対する市場動向の情報伝達などを効率的に行う体制が構築されていると推察された。そして、多くの私有林所有者がBW 州政府による助言・支援業務および「木材販売」の業務の供給をそれぞれ無料または安価に受け、彼らの森林経営を高度化させていた可能性が示唆された。さらに、「木材販売」の業務は最大で153.0万m<sup>3</sup>の取扱量に到達しており、木材の販売をとりまとめ、安定供給体制の構築に寄与していたことも示唆された。

そのため、今後我が国が私有林経営における木材の安定供給体制の構築を目指す上での課題の一つは、本研究では明らかにすることができなかった、私有林への助言・支援業務のような私有林の小規模構造を克服する仕組みが、安定供給体制の構築とどのような相関関係にあるのかを明らかにすることであるとした。

## 謝辞

この研究はBaden-Württemberg Ministry of Research, Science and the Arts” - Project Acronym [KoWald 2] および生研支援センター「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」の支援を受けて行った。関係各位に謝意を表す。

## 引用文献

- (1) BW 州政府 (1995) BW 州森林法. URL: <http://www.wald-prinz.de/waldgesetz-fur-baden-wuerttemberg/> 481 (2018 年 11 月 4 日利用)
- (2) BW 州政府 (2012) 私有林法令の実行のための食料・農業庁管理法 令. URL: [http://www.landesrecht-bw.de/jportal/portal/t/12kc/page/bsbawueprod.psml/screen/JWPDFScreen/filename/25\\_04\\_2012\\_\\_VVBW-VVBW 000008592.pdf](http://www.landesrecht-bw.de/jportal/portal/t/12kc/page/bsbawueprod.psml/screen/JWPDFScreen/filename/25_04_2012__VVBW-VVBW 000008592.pdf) (2018 年 11 月 4 日利用)
- (3) BW 州政府 (2012) 添付資料 (積算単価表) (Anlage: zur Nr. 4 VwV-PwaldVo). URL: [http://www.landesrecht-bw.de/jportal/portal/t/q1k/page/bsbawueprod.psml?pid=Do kumentanzeige&showdoccase=1&js\\_peid=Trefferliste&documentnumber=1&numberofresults=1&fromdoctodoc=yes &doc.id=VVBWVVBW 000008597 &doc.part=F&doc.price=0.0#focuspoint](http://www.landesrecht-bw.de/jportal/portal/t/q1k/page/bsbawueprod.psml?pid=Do kumentanzeige&showdoccase=1&js_peid=Trefferliste&documentnumber=1&numberofresults=1&fromdoctodoc=yes &doc.id=VVBWVVBW 000008597 &doc.part=F&doc.price=0.0#focuspoint) (2018 年 11 月 4 日利用)
- (4) BW 州 政 府 (2018) Kartellstreit Rundholzvermarktung 13.03.2018. URL: <https://mlr.baden-wuerttemberg.de/de/unser-service/presse-und-oeffentlichkeitsarbeit/pressemitteilung%20/pid/kartellstreit-rundholzvermarktung/>
- (5) バスティアン・カイザーほか (2013) 山林 1552: 20 - 29
- (6) カール・ハーゼル, 中村三省訳 (1979) 「林業と環境」, 224, 日本林業技術協会, 東京
- (7) ドイツ連邦食糧・農業庁 (2017) Holzmarktbericht 2016 - Abschlussergebnisse für die Forst-und Holzwirtschaft des Wirtschaftsjahres 2016. URL: [http://www.bmel-statistik.de/fileadmin/user\\_upload/monatsberichte/FHB-0120005-2016.pdf](http://www.bmel-statistik.de/fileadmin/user_upload/monatsberichte/FHB-0120005-2016.pdf) (2018 年 11 月 4 日利用)
- (8) ForstBW (2007) Jahresbericht der Landesforstverwaltung Baden-Württemberg (2006), D 2 -Beratung und Betreuung/sonstige Leistungen. URL: <https://www.forstbw.de/forstbw/geschaeftsberichte/archiv/> (2018 年 11 月 4 日利用)
- (9) ForstBW (2010, 2013, 2016) Jahresbericht (2009, 2012, 2016) des Landesbetriebes ForstBW, D 2 -Beratung und Betreuung/sonstige Leistungen. URL: <https://www.forstbw.de/forstbw/geschaeftsberichte/> (2018 年 11 月 4 日利用)
- (10) ForstBW (2007, 2010, 2013, 2016, 2017) ForstBW Fakten Geschäftsbericht (2006, 2009, 2012, 2015, 2016). URL: <https://www.forstbw.de/forstbw/geschaeftsberichte/> (2018 年 11 月 4 日利用)
- (11) ForstBW (2009) BW 州 森 林 ・ 林 業 政 府 組 織 図. URL: <https://www.forstbw.de/forstbw/> (2018 年 11 月 4 日利用)
- (12) Hans-Joachim Hormel *et. al.* (2010) AFZ-DerWald 15: 12 - 13
- (13) Kuratorium für Waldarbeit und Forsttechnik e.V. (2015) URL: <http://privatwaldinfo.kwf-online.de/index.php/laendersteckbriefe/baden-wuerttemberg/> (2018 年 11 月 4 日利用)
- (14) 石井寛 (2005) ドイツの森林林業行政. 石井寛・神沼公三郎編著「ヨーロッパの森林管理」, 115 - 147, 日本林業調査会, 東京
- (15) 石崎涼子 (2017) 林業経済 70 (3) : 10 - 23
- (16) 神沼公三郎・安井暁世 (2006) 北大演研報 63 (2) : 1 - 46
- (17) 梶山恵司 (2004) 富士通総研 (FRI) 研究レポート 182: 1 - 22
- (18) 香坂玲ほか (2016) 日林誌 98: 39 - 43
- (19) 九州森林管理局 (2014) パンフレット九州の国有林, 3
- (20) 九州森林管理局 (2017) 第 69 次平成 29 年国有林野事業統計書 (平成 28 年度). URL: <http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/statistics/kyoku/-index.html> (2018 年 11 月 4 日利用)
- (21) 林野庁 (2018) 森林・林業統計要覧 2018. URL: [http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/toukei/youran\\_mokuzi 2018.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/toukei/youran_mokuzi 2018.html) (2018 年 11 月 4 日利用)
- (22) Von Max Reger *et. al.* (2010) AFZ-DerWald 15 (2018 年 11 月 7 日受付; 2019 年 2 月 8 日受理)